

令和 4 年度 文化財係事業進捗状況

主要事業

古戦場公園再整備事業

1 工事スケジュールの見直しについて（東側ゾーン）

令和 5 年 1 月から放送が予定されている大河ドラマ「どうする家康」に伴い、古戦場公園に多くの観光客が来園されることが見込まれます。そのため、令和 4 年度に実施予定であった築山の造成工事の時期を見直すことにより、大河ドラマの放送を見て古戦場公園に訪れた観光客に、徳川家康ゆかりの地として、国指定史跡長久手古戦場を PR したいと考え、築山造成工事を含む古戦場公園再整備工事のスケジュールを、令和 7 年度中のガイダンス施設のオープンに影響を与えない範囲で見直しました。

2 ガイダンス施設展示実施設計業務（東側ゾーン）

国指定史跡「長久手古戦場」及び「小牧・長久手の戦い」について説明するガイダンス施設の展示実施設計業務を発注しました。

3 市民からの陳情書について

- (1) 令和 4 年 8 月 22 日付けで市民から古民家の移築に関する陳情書が提出されました。（別紙 1）
- (2) 令和 4 年 9 月 5 日に開催された令和 4 年第 3 回定例会の総務くらし建設委員会において、陳情内容が審査され、陳情事項(1)及び(2)について、市議会から市に対して善処方を求められました。

4 市議会からの附帯決議による事業の見直しについて（西側ゾーン）

令和 4 年度歴史民俗体験施設整備事業に係る予算（主屋・収蔵庫・納屋の設計委託料）に対して市議会から附帯決議が付されました。附帯決議を受けて、9 月 21 日に市議会の市の方針を説明するとともに、事業の見直しをしました。併せて、古民家に係るこれまでの経過も市議会に説明しました。（別紙 2、3）

令和4年度 文化財係事業報告

1 文化財事業

(1) 長久手古戦場桜まつり

ア 令和4年長久手古戦場桜まつり 中止

イ 令和5年長久手古戦場桜まつり実行委員会 (全5回予定)

9月27日、11月8日、1月、3月、5月

(2) 文化財保護事業

ア 長久手市文化財保護審議会

	日 時	内 容	場 所
1	10月21日(金) 14:00~	令和4年度事業進捗について	長久手市文化の家 企画室A・B

イ 史跡整備事業

(7) 古戦場公園史跡等維持管理工事

国史跡長久手古戦場始め9箇所除草、剪定、草刈等

(4) 指定史跡地清掃業務委託

古戦場公園、武蔵塚、首塚、長久手城趾、木下勘解由塚、神明社第2号墳、三ヶ峯第3号窯

(5) 印刷物

長久手市文化財マップ 1,500部作成

色金山歴史公園古戦場公園パンフレット 2,000部作成

史跡めぐりパンフレット 2,000部作成

ウ 文化財保存事業

(7) 指定文化財保存修復事業補助金

市指定文化財の保護、修繕等に補助金を交付

1事業の限度額500,000円

(4) 警固祭り補助金

1地区限度額2,000,000円×1地区(岩作地区)

(5) 長久手市文化財の継承又は伝承事業に係る補助金

前熊古典芸能保存会(前熊太鼓打ち囃子)69,000円

前熊の山車保存会(前熊山車曳き回し)31,000円

(E) 左義長報償金

10,000円×1団体=10,000円

日時・実施場所:未定

実施団体:ボーイスカウト長久手第1団

(オ) 床机石の落書き

令和4年4月7日に、国指定史跡地を巡回した際、色金山にある「床机石」に青色と緑色の塗料（5cm程度13箇所）が付着しているのを発見しました。当日、愛知県警察へ「被害届」を提出するとともに、文化財保護法に基づき、文化庁へ「き損届」を提出しました。文化庁に修復方法について相談の上、令和4年5月12日に修復作業を行いました。（別紙4）

エ 緊急発掘調査委託

(7) 一ノ井第1号窯範囲確認調査委託

届出者：株式会社アスリート

史跡地名：一ノ井第1号窯

所在地：長久手前熊一ノ井（別紙5）

工事概要：宅地造成工事

一ノ井第1号窯の所在地に該当するため、市が範囲確認調査を行います（公益財団法人瀬戸市文化振興財団に業務発注済み）。来年度以降、届出者が発掘調査を行います。

(4) 遺跡の試掘調査委託 随時

(3) 文化財啓発事業

ア 長久手市郷土資料室特別展

大河ドラマ「どうする家康」の放送に伴い、徳川家康に対して、幅広い層からの関心が高まっていくが想定されます。大河ドラマの放送開始に合わせ、「小牧・長久手の戦い」や市内の徳川家康にまつわる特別展を開催することにより、国指定史跡長久手古戦場や「小牧・長久手の戦い」の重要性を広く周知します。また、愛知県立芸術大学に制作を依頼している「長久手合戦図屏風の複製作品」の制作過程のパネル展示を行い、古戦場公園再整備事業の周知も合わせて行います。

テーマ：小牧・長久手の戦いと徳川家康

期間：令和5年2月21日（火）～3月19日（日）

場所：長久手市郷土資料室

特別展開連イベント：令和5年3月12日（日）に古戦場公園で実施

イ 史跡案内看板等整備工事

大河ドラマ「どうする家康」を契機に、国指定史跡長久手古戦場を始めとする「小牧・長久手の戦い」に関連のある史跡への観光客の増加が見込まれます。

現状では、史跡の近くに行っても、どこに史跡があるのか分かりにくかったり、既存の解説看板もが経年劣化で文字が消えていたり、汚れていたり読みにくい看板が多くあるため、史跡に観光客を誘導するサイン看板の新たな設置や経年劣化した史跡の解説看板のリニューアル等を行います。

対象：色金山、首塚、御旗山、武蔵塚、長久手城趾、木下勘解由塚

誘導サイン看板新設 10基、解説看板の盤面取替 10基

ウ 市が洞小校区地域共生ステーションにおける文化財展示

市指定文化財3点、丁子田1号窯及び市ヶ洞1号窯出土品4点の展示物の入れ替え作業を11月に行います。

2 長久手古戦場野外活動施設事業

(1) 長久手古戦場野外活動施設運営委員会 (全2回)

	日 時	内 容	場 所
1	10月13日 (木) 10:00~	令和4年度事業進捗について	長久手市文化の家 企画室A・B

(2) 利用状況

ア 令和4年度利用人数

差=令和3年度との差

月	開室 日数	利用者数			1日あたりの利用者数 (小数点以下四捨五入)
		郷土資料室	弓道場	計	
4	26	1,505	453	1,958	75
5	26	1,402	558	1,960	75
6	26	770	584	1,354	52
7	27	583	477	1,060	39
8	26	750	414	1,164	45
9	26	751	456	1,207	46
計	157	5,761	2,942	8,703	55
差	0	▲26	449	423	2

イ 令和3年度利用人数

月	開室 日数	利用者数			1日あたりの利用者数 (小数点以下四捨五入)
		郷土資料室	弓道場	計	
4	26	1,249	408	1,657	64
5	26	1,508	432	1,940	75
6	26	881	424	1,305	50
7	27	681	433	1,114	41
8	26	625	393	1,018	39
9	26	843	403	1,246	48
計	157	5,787	2,493	8,280	53

(3) 和弓場

ア 利用日

火曜日～日曜日

イ 利用時間

9:00～17:00(事前申込みがあれば21:00まで(日曜日を除く))

3 色金山歴史公園茶室管理棟等運営事業

(1) 利用状況

令和4年度利用状況

差 = 令和3年度との差

月	開室 日数	利 用 者		
		来所者	抹茶利用者	1日あたりの抹茶利用者 (小数点以下四捨五入)
4	26	791	601	23
5	26	962	697	27
6	23	663	501	22
7	24	592	415	17
8	26	577	425	16
9	26	726	547	21
計	151	4,311	3,186	21
差	▲6	94	214	2

令和3年度利用状況

月	開室 日数	利 用 者		
		来所者	抹茶利用者	1日あたりの抹茶利用者 (小数点以下四捨五入)
4	26	888	663	26
5	26	812	597	23
6	26	692	479	18
7	27	666	446	17
8	26	505	335	13
9	26	654	452	17
計	157	4,217	2,972	19

※令和4年度は、空調機器取替工事のため、令和4年6月27日(月)から7月4日(月)まで休館。

(2) 色金山茶会

10月30日(日)開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

4 古戦場公園再整備事業

(1) 古戦場公園再整備事業

ア 築山造成工事を含む古戦場公園再整備工事のスケジュールを、令和7年度中のガイダンス施設のオープンに影響を与えない範囲で見直しました。

イ 国指定史跡「長久手古戦場」及び「小牧・長久手の戦い」について説明するガイダンス施設の展示実施設計業務を発注しました。

ウ 令和元度実施した古戦場公園再整備実施設計業務委託のガイダンス施設の木質化に伴う修正、展示実施設計に伴う修正、単価の時点修正等を行うため、建築・造園実施設計修正業務を発注しました。

(2) 歴史民俗体験施設事業

ア 令和4年度歴史民俗体験施設整備事業に係る予算（設計委託料）に対して市議会から付帯決議として、意見が付されました。意見を受けて、当初、古戦場公園西側ゾーンに整備する予定であった納屋、収蔵庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備します。また、古民家はその附帯施設と位置付けしました。

イ 長久手市岩作石田地内に現存する市内最古級の古民家を古戦場公園西側ゾーンに移築し、歴史民俗体験施設の附帯施設として整備するための部材の調査、解体工事の設計及び移築設計を行う業務を発注しました。

(3) 市民ワークショップ

再整備後の古戦場公園において、移築する古民家等を活用し、活動いただく市民を発掘するとともに、古戦場公園再整備事業の周知を行うため、引き続き、市民ワークショップを行います。なお、令和4年度第1回目の市民ワークショップを10月22日（土）に長久手市岩作石田地内古民家で開催しました。



市民から提出された陳情書
(令和4年9月議会)

平成25年に始まる「古民家移築問題」に関する陳情書

令和4年8月22日

長久手市議会議長 川合保生 様

陳情者 住所 長久手市南原山25番地1
アネシア藤が丘ザ・テラス703
氏名 玉井 孝治

1. 陳情趣旨

平成25年に始まる「古民家移築問題」について、長久手市議会が本年3月、令和4年度一般会計予算に附帯決議を付し既に5ヶ月が経ちましたが、市民はこの問題を議会からの発信で知るのみとなっています。市の方針を危ぶむ多くの方々に明確なる説明を行うように議会からの働きかけをお願い致します。

2. 陳情事項

移築→現地保存→国登録有形文化財登録断念→解体し部材の一部を利用したの移築と、方針が二転三転しています。

現在までに修繕費・移築調査委託費・詳細調査業務委託費・国登録有形文化財申請準備費・整備方針策定業務委託費、ワークショップ開催経費等々を含めると3千万円を超える支出だと思われます。

市が主導するワークショップ(平成28年第5回)で、「維持費に多額の費用がかかるので採算も含めて再検討する」とか、文化財保護審査会(令和2年8月)では「部材のみ再利用は乱暴すぎる」、令和2年9月には監査委員から「古民家返還も含め再検討が必要」との意見があり、市は事業の進め方を再検討することになった経緯もあります。社会教育委員会でも複数の委員から再三にわたって疑義が上がっていますが、その都度曖昧な答弁に終始しています。

現時点での市の方針は、長久手古戦場東側ゾーンのガイダンス施設新築や公園整備に10億円以上、西側ゾーンに長久手合戦とは関わらない歴史民俗資料館(縮小へ設計変更)を造り、市民参加型という手法での古民家移築も含めて、1億円ほどを投入すると聞きます。

そもそも価値が不確かなものに対して寄附採納決定した事が間違いではないでしょうか。不都合を隠すのではなく既に多額の税金が使われた内情を明らかにして、本年度一般会計予算に付された附帯決議に市はしっかり向き合い、コロナ禍における新しい価値観も踏まえた確かな方針を打ち出して欲しいと切に思います。



- (1) 附帯決議に付された「撤去・保管」にどれほどの費用がかかるのか。また「古民家の移築場所も含む活用の在り方」について、附帯決議に付されたとおり再度市民への説明をお願いしたい。
- (2) 現在までに修繕費・移築調査委託費・詳細調査業務委託費・国登録有形文化財申請準備費・整備方針策定業務委託費、ワークショップ開催経費等々個別にかかった費用の内訳を、市民にわかるように市ホームページでの公開をお願いしたい。
- (3) 古民家の寄附を受けたということで地権者の固定資産税などを減免しているということだが、減免された税金はどれほどなのか公開をお願いしたい。市の迷走や変更・延期で足掛け10年に及ぶ問題であるから当然と考えます。

以上

令和4年度一般会計予算の附帯決議及び対応方針について (古民家移築関連)

令和4年9月21日(水)
令和4年第3回長久手市議会定例会
総務くらし建設委員会所管事務調査
生涯学習課説明資料

附帯決議 1

善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地すること。

対応方針

1 寄附者対応について

令和4年度に古民家解体設計及び移築設計を行う。令和5年度に建物を撤去し、整地した後、できる限り早く所有者に土地を引き渡す。

2 移築工事について

解体した部材については、古戦場公園の西側ゾーンに仮置きし、令和6年度以降に再利用可能な部材をできる限り活用した工法で、古民家の移築工事を進めたい。

附帯決議 2

古民家移設場所は、古戦場公園一帯に限定せず、ジブリの世界観とその風景を考えるとすれば、東山地区も視野に入れて検討すること。

対応方針

1 移築場所について

東山地区と仮定した場合、用地購入、造成工事、インフラ整備等の費用が必要となる。移築場所によっては、建築基準法に適合した道路整備のほか、イノシシ等の鳥獣害対策が必要となり、別途事業費の増加が見込まれる。また、文化財に値する建物を人里離れた場所で、適切に管理運営することは困難である。

したがって、移築場所は古戦場公園とする。

2 ジブリの世界観について

古民家を含め西側ゾーンに、多くの樹木を植えることで、自然との共生とどこか懐かしさを感じさせるジブリの世界観を再現したい。

3 長久手の歴史民俗学習について

- (1) 古戦場公園で完結させる。
- (2) 西側ゾーン

歴史民俗資料の展示及び長久手の伝統的な暮らしを体験することができる歴史民俗資料館を整備し、古民家はその附帯施設とする。

- (3) 東側ゾーン

国指定史跡長久手古戦場に関する解説、展示及び案内機能を持ったガイダンス施設を整備する。

附帯決議 3

市民及び議会に対して、再度古民家の移築場所も含む活用の在り方を説明すること。

対応方針

1 古民家の活用について

農業が暮らしの中心であった昔の生活を知らない市民に対し、農機具や家財道具を活用した展示のほか、碾き臼、わらじ作り等の体験をすることで、郷土への愛着と誇りを育んだり、あまりエネルギーを使わず、ごみも出さなかった昔の生活を学習したりする施設とする。

2 施設配置の見直しについて

長久手の歴史を一体的に学習することができるように見直し、西側ゾーンに分散して整備する予定であった納屋、収蔵庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備する。

3 古民家の位置づけと市民参画について

古民家は、歴史民俗資料館の附帯施設に位置付け、移築にあたっては、市民参加型の工法とする。

古民家に係るこれまでの経過

年度	項目	内容	費用(円)
S61	長久手町史の編さん事業 (資料編三の第5章「建築物」の項目)	当該古民家は、「明治24年の濃尾地震後に瀬戸の品野村にあった家に移築したものといい、移築前の建立年代は、その形式からみて、18世紀中期まで遡るとされ、本町では最も古い民家である。」また、「構造は、鳥居建てといわれるもので、建物の身舎(もや)の前後を柱で支える古い形式」であることを明記した。	—
H25	長久手市の鳥居建て古民家調査実施	・古民家の建立年代を明らかにするため、所有者への聞き取り調査、資料調査を実施した。 ・調査結果では、『古民家が、江戸時代後期から末期にかけて建てられた「鳥居建て」形式の建物であり、いくつかの改修を受けているが、復元すると「広間三間取り(ひろまさんげんまどり)」の平面形式をとり、鳥居建て構造を示す太い2本の鳥居柱(とりいはしら)と大梁(おおはり)を残し、さらに鳥居柱筋(とりいはしらすじ)には上屋(うわや)を支える上屋柱(うわやばしら)を数本残している点が古式で、建築学及び民俗学的にも貴重な遺産であり、歴史的な文化遺産として、大切に保存していく必要がある。』との結論に至った。	210,000
H26	古戦場公園再整備基本構想策定	市民ワークショップの中で、「古民家を移築し、昔の衣食住に関する生活体験など、お年寄りが子どもたちに伝統文化を伝えたり、楽しみながら交流できる場をつくる。」との意見があった。この意見を踏まえ、公園西側ゾーンに木造を基本とし、歴史を感じさせる素材や工法を用いた建築物を整備する計画とした。	—
H28	古民家移設調査実施	古民家の保存修理及び移築に向けて、実測調査及び現況平面図の作成を実施した。	1,593,000
	古戦場公園再整備基本計画策定	「長久手周辺の伝統的建築様式である鳥居造り民家を移築し、必要な改修を行い、長久手の歴史民俗展示及び体験学習施設として西側ゾーンで利用する。」ことを明記した。	—

年度	項目	内容	費用（円）
H29	古民家の現地保存	古民家を古戦場公園へ移築するには、高額な費用がかかることを理由に移築を断念し、岩作石田地内の現地で保存する方針に変更した。	—
H30	古民家所有権移転に関する登記（H31年2月4日）	古民家の所有者が長久手市となる。	274,406
	文化庁調査官派遣（調査官の旅費）	文化庁担当者に事前実査をしていただき、国登録有形文化財の登録の見込みがあることを伺う。	13,290
	第6次総合計画策定	「市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用する。」ことを明記した。	—
R1	文化財古民家補修等工事实施	歴史的な文化遺産としての価値を保存するため、損傷が激しい古民家の屋根、雨樋及び和室の床を劣化が進まないよう緊急的に補修工事を実施した。	9,194,040
	総務くらし建設委員会から市への要望書提出（R1.9.11）	「古民家は現在地での保存活用を進めるのではなく、デジタルアーカイブによる記録保存とし、その記録の公開、古戦場公園で使用できる一部の部材を再利用すること。」という要望をいただいた。	—
	国登録有形文化財の申請断念	・古民家を国登録有形文化財として復元するための工事は、市の財政負担が相当額必要となるため、国登録有形文化財の申請をしないこととした。 ・国登録有形文化財の登録をしないことで、古民家の建築学及び民俗学的な文化遺産としての価値を損なわないようにより整備することとした。	—
	古民家取扱い方針の決定	記録を残した上で、古民家の再利用可能な一部部材のみを活用し、古戦場公園に移築することとした。	—
	文化財古民家詳細調査実施	古民家の破損状況及び痕跡を調査し、破損状況図及び痕跡調査図作成を実施した。	2,585,000

年度	項目	内容	費用（円）
R2	文化財保護審議会の専門家の意見（R2.8.24）	「現在の古民家を参考にして古民家風に整備するなら、古民家の部材をできる限り活用すべきである。古民家の鳥居建て構造及びその接続部の部材だけを使って、残りは新材で整備するという事は乱暴である。」との厳しい御意見をいただく。	—
	移築方法の再検討（R2.9.16）	古民家の再利用可能な部材をできる限り活用した（再生可能な一部部材を使うのではなく）移築方法を再検討することを加藤和男議員の一般質問で答弁した。	—
R3	市民の力を生かした整備手法（R4.3.1）	予算決算委員会総務くらし建設分科会で、古民家の移築について、市民の力を生かした整備手法により、コスト縮減を図るとともに、再生利用可能な部材をできる限り活用し、古戦場公園に移築することを説明した。	—
	令和4年度予算の附帯決議（R4.3.24）	令和4年度予算の主屋・收藏庫・納屋の設計委託料が議決されたが、「古民家を早急に撤去、保管、整地することや、移築場所については、古戦場公園一帯に限定せず、ジブリの世界観とその風景を考えるとすれば、東山地区も視野に入れて検討すること。」との意見が付された。また、「市民及び議会に対して、古民家の移築場所も含めた活用の在り方を説明すること。」との意見が付された。	—
R4	議会全員打合せ会で附帯決議に関する市の方針の説明（R4.7.4）	<ul style="list-style-type: none"> 古民家を古戦場公園に移築し、この地方に伝わる特徴的な鳥居建て形式の建築物を後世に継承していくことや、農業が暮らしの中心であった昔の生活を学んだり、体験したりする場として活用する方針とした。 令和4年度に古民家解体工事及び移築工事の設計を行い、令和5年度に建物を撤去し、整地した後、できる限り早く所有者に土地を引き渡すこととする。 西側ゾーンに分散して整備する予定であった納屋、收藏庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備し、古民家はその附帯施設とする。 	—
合計			13,869,736



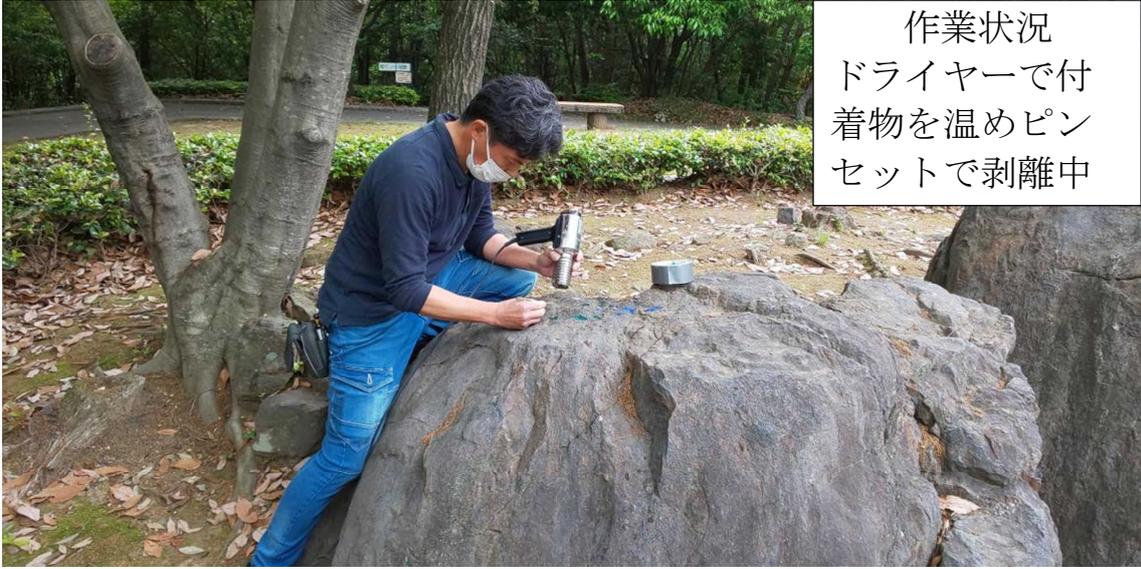
床机石全景



毀損部剥離前



毀損部剥離後



作業状況
ドライヤーで付
着物を温めピン
セットで剥離中



作業状況



作業状況
高温スチームク
リーナーで付着
物を温めピンセ
ットで剥離中



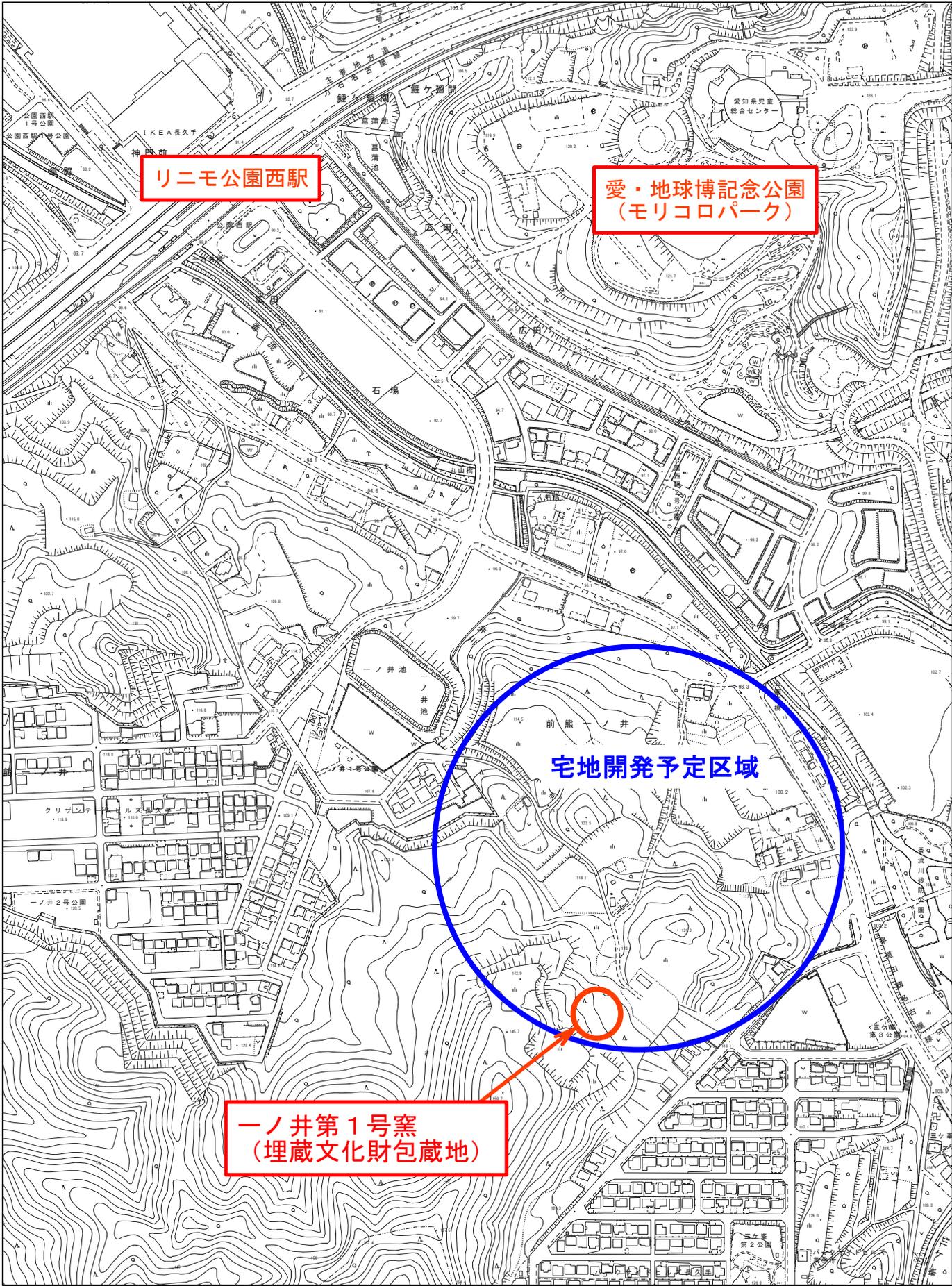
作業状況
ブラシで付着
物を剥離中



剥離物



使用機材



1/5,000

